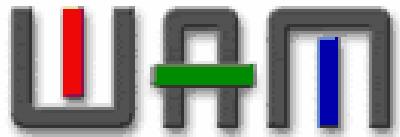


債券内容説明書

平成 22 年 6 月 3 日現在

第 22 回・第 23 回  
独立行政法人福祉医療機構債券

証券情報の部



WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY

独立行政法人福祉医療機構

1. 本「債券内容説明書 証券情報の部」(以下「本説明書証券情報の部」という。)において記載する「第22回・第23回独立行政法人福祉医療機構債券」(以下「本債券」という。)は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年12月13日法律第166号)(以下「機構法」という。)第17条に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が発行する債券であります。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券(財投機関債)であります。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書 発行者情報の部 平成20年度」(以下「本説明書発行者情報の部」という。)は、本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書発行者情報の部には、機構の経理状況、その他事業の内容に関する重要な事項を平成21年10月1日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書発行者情報の部も併せてご覧ください。
4. 本債券については、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。本説明書証券情報の部および本説明書発行者情報の部は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、機構の事業内容について既存の開示資料を抜粋又は要約して機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。また、機構の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定されている監査証明は受けしておりませんが、独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)(以下「通則法」という。)第39条により監事の監査のほか会計監査人の監査を受けることになっております。  
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧ください。
5. 機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年9月30日厚生労働省令第148号)、その他の機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令、独立行政法人福祉医療機構業務方法書及び独立行政法人福祉医療機構会計規程に準拠して作成されます。  
また、機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。
6. 機構は、特殊法人等改革基本法(平成13年6月21日法律第58号)及び特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第2条により、機構の成立の時において解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、機構が承継しております。

#### 本説明書に関する連絡場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階 電話番号 東京03(3438)0212  
独立行政法人福祉医療機構 経理部資金課

## 目 次

<b>第一部 証券情報.....</b>	<b>1</b>
<b>第1 募集要項.....</b>	<b>2</b>
1. 新規発行債券（3年債） .....	2
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債） .....	5
3. 新規発行債券（10年債） .....	6
4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債） .....	9
5. 本債券の発行により調達する資金の使途.....	9
<b>第二部 参照情報.....</b>	<b>10</b>
1. 参照書類 .....	11
2. 参照書類の補完情報 .....	11
3. 参照書類を縦覧に供している場所 .....	48